

佐久市土木工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「佐久市建設工事等成績評定要綱」(平成17年佐久市告示第106号。以下「評定要綱」という。)の規定に基づき、評定要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象とする範囲は、評定要綱第2条に規定する建設工事の評定の範囲のうち、土木工事に係る評定とする。

(評定の方法)

第3条 評定は評定要綱第5条の規定により、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定の結果は、様式第1号「土木工事成績評定表」に記録するものとする。

3 工事成績の採点は、様式第2号「土木工事成績採点表」により実施するものとする。

4 細目別評定点は、様式第3号「細別評定表」に記録するものとする。

5 細目別評定点は、様式第4号「細別評定点採点表」により算出するものとする。

6 評定にあたっては、別紙-1の「「施工プロセス」のチェックリスト」及び別紙-2「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者から提出された当該工事における実施状況に関する書類を活用して評定するものとする。

(細別評定表の送付)

第4条 様式第3号「細別評定表」は、評定要綱第8条に規定する建設工事成績評定通知書に添付し、対象建設工事の契約者に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の規程は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約に係る土木工事の評定に適用し、施行日前に締結した契約に係る土木工

事の評定については、なお従前の要綱により、この要領は適用しない。

- 3 前項の規程にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日以後に完了する土木工事の評定については、当該土木工事に係る契約が施行日前に締結されたものであっても、この要領の規程を適用する。

附 則（平成 20 年 9 月 1 日）

- 1 この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

（経過処置）

- 2 前項の規程にかかわらず、第 4 条の規定は、平成 20 年 10 月 1 日以後に、評定要綱第 8 条に規定する評定結果の通知をするものから適用し、平成 20 年 10 月 1 日前に評定結果の通知をするものについては適用しない。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（経過処置）

- 2 前項の規程にかかわらず、第 4 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に、竣工した工事から適用し、平成 24 年 4 月 1 日前に評定結果の通知をするものについては適用しない。

附 則（平成 25 年 6 月 1 日）

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 1 日）

- 1 この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。

（経過処置）

- 2 前項の規程にかかわらず、当該土木工事に係る契約が平成 30 年 4 月 1 日より前に締結されたものについては、従前の要領によるものとし、この要領は適用しない。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日）

- 1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

（経過処置）

- 2 前項の規程にかかわらず、当該土木工事に係る契約が令和 3 年 4 月 1 日より前に締結されたものについては、従前の要領によるものとし、この要領は適用しない。